



身元保証などの高齢者サポートサービスをめぐる契約トラブルにご注意

高齢者の単独世帯が増加傾向にあるなか、高齢者を対象とする、身元保証や日常生活の支援、死後事務等を行うサービスが広まってきています。

一方で、こうした身元保証等高齢者サポートサービスをめぐり、全国の消費生活センター等には「サービス内容や料金等を理解できていないまま契約をしてしまった」「契約したサービスが提供されなかった」「解約時の返金額に納得できない」等、様々な相談が寄せられています。

事例1 老人ホームの入居に際し、身元保証が必要と言われ、事業者の身元保証サービスをすすめられた。担当者から長時間にわたり説明を受けたが、よく内容を理解できないまま契約してしまい、担当者に100万円を支払った。後になって契約内容を調べたところ、身元保証以外のサービスも契約に入っていた。

事例2 知人から紹介されて、身元保証サービスや亡くなった後の事務手続き等を代行する事業者とサポート契約した。費用は支払ったと思っていたが、その他に預託金として100万円を支払うように求められ、困惑している。

事例3 知人に勧められ、身元保証サービスや死後事務支援等のサポートを行う事業者と140万円を払って契約した。契約から1年経つが、約束されたサービスが十分に提供されず、不信感が募ったため、解約を申し入れた。解約は受け入れられたが、返金額について何の説明もないまま50万円だけ振り込まれた。納得できない。



ひとつとアドバイス



- 身元保証や日常生活の支援、死後事務等を行う高齢者サポートサービスは、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系が様々です。契約をする際には、自分の希望を整理した上で、しっかりと伝えましょう。
- サービス内容は希望にあっているかや料金、解約時の返金条件などをよく確認し、理解・納得できなければその場で契約せず、周囲の人に相談するなどして、十分に検討しましょう。
- 自治体が高齢者を支援する事業を実施している場合がありますので、まずは確認してみましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



簡単に稼げるという甘い言葉に注意！

最近、

- ◇ 副業、簡単に稼げる
- ◇ 一日〇時間で〇万円稼げる

などと書かれたメールやインターネットの書き込みを見て申し込んだところ、数十万円のお金を要求され、振り込んだとの相談が多数あります。

メールや書き込みを見た人が連絡を取ると、

- ◇ 儲かる方法のレクチャーにお金がかかる
- ◇ 登録するために個人情報を教えて下さい。

などと、現金や個人情報を要求され、簡単には稼げない場合がほとんどです。安易に情報を鵜呑みにすることなく、被害にあわないよう気をつけてください。



～若者の消費者トラブル～

ネット注文における定期購入のトラブル

安さを強調した広告にひかれて申し込んだところ、実は、一定期間継続して購入する「定期購入」の契約だった…

そんなネット通販のトラブルが増加しています。

ネット通販では、注文確定前に必ず「分量」「価格」「支払い方法」「返品や解約」などについて確認できる画面が表示されます。

「安いから」と気軽に注文するのは危険です。確定ボタンを押す前に、注文内容をよく確認しましょう。



12月・1月の消費生活法律相談

12月 8日(木) 13:30~15:30

1月12日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072